

ワークライフバランスへの取組みについて、各項目の定義は以下のとおりとなります。

なお、以下に示した定義は一例であり、内容はこの限りではありません。項目選択の参考に利用してください。

日本看護協会『看護職のワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』
ワーク・ライフ・バランス支援策とその基盤より抜粋

多様な勤務形態

- 働く時間の長さが選べる
 - ◇短時間正職員、◇変形労働時間、◇ワークシェアリング
- 働く時間帯・曜日が選べる
 - ◇複数の勤務時間帯から希望のものを選ぶ、◇時差出勤、◇フレックスタイム
- 交代制の働き方が選べる
 - ◇同一の病棟内で2交代、3交代の選択、◇夜勤をする時間帯の選択、◇夜勤の回数の選択、◇日勤のみ勤務、夜勤のみ勤務、交代制勤務などの選択
- 働く場所が選べる
 - ◇勤務地限定制度
- 業務にバリエーションがある
 - ◇裁量労働制、◇病院に勤務しながら学校などで講義や技術演習を担当する、◇病院に勤務しながら専門看護師として地域など、対外的な活動を行う
- 常勤と非常勤、勤務形態が選べる
 - ◇雇用形態や勤務形態の変更が容易

各種の「使える」休暇制度がある

- ◇ボランティア休暇、◇スクールイベント休暇、◇就学や留学などのための休職制度、◇法定以上の育児・介護休業制度、看護休暇、◇男性のための配偶者出産特別休暇、◇子どもの学校休業期間の休暇・時間休、◇休暇積立制度（時効となる有給休暇をためて特定の目的に限り利用できる）

復職支援制度がある

- ◇e-ラーニング、◇個別対応研修、◇復職研修、◇短時間勤務の研修生として雇用

パート職員・非常勤職員の待遇

- ◇パート職員から短時間正職員化への移行促進、◇同一価値労働・同一賃金の原則の適用、◇福利厚生、教育制度の整備

経済的支援

- ◇保育費、ベビーシッター費、介護サービスの利用料の補助、◇育児・介護休業中、就学による休業中の給与の一部支給等、◇就学・進学による学費補填

子育て支援

- ◇院内保育所・病児保育・夜間保育、◇学童保育 ◇院内保育所から幼稚園への送迎、◇親に代わり病児の迎え、◇勤務時間以外の「リフレッシュ保育」「夜勤明け保育」

相談支援

- ◇WLB相談窓口の設置、◇WLB支援制度の説明会